
◎開議の宣告

○議長（松崎 熱君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年第2回長南町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松崎 熱君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎諸般の報告

○議長（松崎 熱君） 日程第1、諸般の報告をします。

本日、発議2件を受理しましたので報告します。

なお、受理した発議については、お手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（松崎 熱君） 日程第2、一般質問を行います。

先日からの一般質問を続行します。

本日は質問順位4番から5番までとします。

通告順に発言を許します。

◇ 森川剛典君

○議長（松崎 熱君） 初めに、3番、森川剛典君。

[3番 森川剛典君質問席]

○3番（森川剛典君） おはようございます。本日は睦沢町議会より中村義徳議長が見学にいらしているということで、ビワのシフォンケーキをお土産にいただきました。早速食べましたので、元気うめ丸くんで頑張りたいと思っております。

それでは、議長のお許しを得ましたので一般質問を件名で3件させていただきます。

まず最初に防災対策について伺います。

一昨年の東日本大震災の記憶が少しづつ薄れ始めているところですが、あの大震災で放出されたエネルギーは千年単位の膨大なもので、しばらくは大地震は起きないと安心しておられる方も多いようです。しかし、それは一度大地震が起きた地域においてであって、近年の研究によると、逆にひずみが解消されていない大地震周辺地域では、連動して解放されやすくなっていると、NHKの番組である地震学者が言っておりました。新聞にもよく載っているここ30年以内の地震の確率も上がってきていて、東海、南海地震をはじめ、その他の地震も起きやすくなっているということです。このような状況ですから、いつ大地震が起きてもおかしくないと言えます。

また、防災対策については、以前から多くの議員が質問されています。その中でも、自主防災組織の設立については、東日本大震災前の平成22年第4回定例会で和田議員が自主防災対策の早期設立について、そして23年第1回定例会では金杉議員が自主防災組織の役割について、直近では鈴木議員が昨年の第4回定例会で、進め方や取り組みについて問われております。そういう中で、本町の自主防災組織の設立がどのくらい進んでいるのか、設立に際してどのような取り組みを行っているか、またそれは何のためにやっているかという観点から質問をさせていただきます。

それでは、前置きは終わりまして、要旨の①、自主防災組織の設立についてですが、今まで自主防災の設立を進めてきて、現在までの進展状況について伺います。

また、これらの自主防災組織は町内全域にあったほうがよいと思いますが、設立が難しい地域もあると聞いています。災害は待ってくれないと思いますが、どう対応していくのか町長に伺いたいと思います。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 皆さんおはようございます。

それでは、3日目の一般質問から入らせていただきたいと思います。

森川議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず件名で、防災対策についてということで、要旨としまして、自主防災組織の設立についてお尋ねがあつたわけでございますが、この関係につきましては、基本的には防災というものは自助、共助、公助と言われております。自分の町は自分で守るという理念により、その自主防災組織の必要性や成り立ちをご理解いただきたいと思います。

6月1日現在で設立に至った組織は6組織でございます。ちなみに申し上げますと、熊野下、地引、水沼、三交、市野々、そして蔵持地区において立ち上げをいただいております。立ち上げた地区では、地域にリーダーとなる方が存在し、その方がそのまままとめ役となり皆さんのご理解をいただく中で設立をしたという経過でございます。ご質問のように設立が難しい地域もあるかもしれません、自主防災と言われるように、町から地元へ推し進めても、押しつけというか、そういった形で進むべきものではないと基本的には考えております。

自主防災組織がない地域は、それにかわる農家組合組織や行政区等を単位とする地域のコミュニティーの中で対応していただき、町としては、今後、防災訓練などの機会を通じて設立を呼びかけたり、あるいは出前講座を活用していくなどの手法で推進していきたいと、現時点では考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松崎 熱君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 設立に向けて具体的に行なったこと、今のご答弁ですと自主的、自助の部分ですから、余り押しつけてはいけない。でも、やはり共助と公助について、これも足していくかなければいけないことですので、これをどの部分でやっていくか。この後にも話は進めていきますが、とりあえず具体的に、今まで働きかけたことについて、担当のほうからどんなふうに自主防災組織設立に向けて取り組んだこと、あればちょっと

お聞きをいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 具体的に今、森川議員さんのほうから、どのように取り組んできたかということをございますけれども、今までこの補助金要綱を一番中心として、この自主防災組織を活動するためにはどうしても機材、そういったもの、あるいは運営費、そういった形の中で補助金の交付要綱等をつくりました。そういう中で、取つかかりといたしまして平成23年度には、今、町長のほうからご答弁申し上げましたとおり2つの組合、当初はその補助金の中では行政区等を単位としてという形で、大きい単位として捉えていたんですけども、なかなか進みぐあいが、できた当初も遅かったというような内容から、小さい組織からでもまず取つかかりを始めましょうよというような形で、一番最初に、23年11月6日に熊野下の自主防災会、これにつきましては世帯が14世帯という形で立ち上げをしていただきました。同じような形で地引の自主防災会が翌年の3月20日というような形で設立をお願いし、大きい組織としては、昨年西地区の水沼区が一番大きい形でまとまっておりまして、それが行政区等の単位という形の中で100世帯で、大きい単位で設立を6月1日にしたところでございます。

今回、森川議員さんおっしゃった中で、地域となるリーダーというような形で、森川議員さんを中心といたしまして、今回、蔵持の自主防災団という形で、大きい形で6月1日付で115世帯という形で一応ご協力をいただいて、防災組織が成り立ってきたというような状況で、一番関心を持っている議員さん、そういった方々、あるいは区長会、そういった中でも話し合いをしておりますけれども、なかなかそういったところがやはり防災の、災害に対する危機の意識というのがなかなか向上しないというような状況であります。

なお、それに加え防災訓練、これについては平成8年度から毎年、長南町防災訓練を行っておりますけれども、そういった12月のいつも毎年第1日曜日に防災訓練を、町全体で実施しております。そういった中で、いろいろな中の趣向を変えながら、こういった防災組織といったような話も、パンフレットを配ったりしてきたというような状況でございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 設立に向けて、今、回答いただきましたけれども、補助金が先行して行われて、その中で、町長の話では農家、行政単位でそれを、あるいは防災訓練をやるときにお声をかけているということで、そのほかは地域のリーダーに任せているということなのであります、前回の答弁のことをとやかく言うつもりはないですけれども、取り組み姿勢を確認する意味でお話しさせていただきますが、半年前の鈴木議員の質問の答弁では、当時の総務課長が、積極的に地域に出向き必要性を叫ぶ。このように言っております。町長も、総務課長がそういうなら町役場も変わらんだろうし、私もともに取り組みますと答弁されています。人事異動もあったので、答弁とか行動も変わるということがあるんでしょうが、取り組み姿勢として今後も積極的に進めていくという方向であるかどうか。それについて、姿勢だけ伺います。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、石橋弘道君。

○総務課長（石橋弘道君） 前回のお答えと同じく、私としても地域に積極的に出て行いたいと思っております。

具体的にやはり広報とか区長会とかで呼びかけをしましたけれども、できているのは6つということですので、担当がやはり、自分としては個々に区長さんなり、それなりのリーダーの人に一つ一つ、一人一人、まずやつてくれそうな人に当たりたいというふうに考えております。

まず、地域のコミュニティーがある程度できているところであれば、なおつくりやすいんじゃないかというふうに考えております。いずれにしても、町のほうから個々に呼びかけをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松崎 熱君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） そういう総務課長の答弁で一つ安心はしておりますが、ただ、やはりこの後の後ぐらいで言つていきますけれども、そういう声かけだけで果たしてこの自主防災組織が6つ以上ふえていくかと。地域にそういう積極的な方がいるか。私も実際取り組んだ中で、やはりほかの地域にも声をかけてあります。また、ほかの議員さんでもかけた方がいらっしゃいますが、もう難しいだろうと断ったような地区もございます。そうなると、それだけ同じようなやり方では、今後、頭打ちで進まないかというふうに考えております。

その中で、お話ししていきたいのは、やはりできているのはほかの設立地区、古市議員の水沼地区、鈴木議員、加藤議員の進めたやり方に倣つてまいりまして、今回やつていく中でやはり気がついたことですね。上意下達方式で補助金があるよとか、つくってくださいと、こういう方向だけではきっと新しく手が挙がらないと思うんですね。非常に頭打ちを繰り返しておりますけれども、そういうところは今後どうしていったらいいのかということでお話をさせていただきたいんですが、パンフレットを配ったり、啓蒙活動もやっているということなんですが、もう少し地域に向けての発信、行政に向けての発信。先ほど言った農家のコミュニティーとか、そういうところを中心にお話を持つていったらよいかなと思うんですが、具体的にこれから声をかけていくというのは、どこどこに声をかけた、だめだと、そういう取り組み表、そういうものはつくっているんでしょうか。それについてお聞きします。

○議長（松崎 熱君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 今、森川議員さんのおっしゃった、正直申しまして具体的に取り組み表どうなのかということは、正直、具体的につくってございません。しかしながら、今、森川議員さんおっしゃったとおり、例えば今、石橋総務課長のほうからお話ありましたけれども、まず地域のリーダー、核となるような方をある程度ピンポイントに見きわめる中で、そういう中から入つていったほうがつくりやすいのかなと。

それと、これがなかなか進んでいかないというのは、役場ではそれぞれ地域、自治区ありますけれども、やはり地域の方々の顔を一番知っているのはやっぱり地域の方が一番よく知っているということだと思います。我々、この役場にいるとなかなか細部まで、どこそこの地域にこういったまとめ役で人望、信頼が厚い方がいるよというのはなかなか難しい面があろうかと思います。したがいまして、そういう方々についても、今後、区長会とかそういう中で逐一その方、リーダーとなるような方をある程度挙げてもらうような形で、それで個々に当たつていけば、この自主防災の設立の度合いというのが高まってくるのかなというような感じがいたしますので、ぜひ今おっしゃられた形の中でこれから先、取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 課長あるいは室長は非常に熱意というか、思いで答弁されておりますけれども、昨日あたりから一問一答でやっていますと、私が答えると質問が大体終わっちゃうんですね。ぴしゃっとわかりやすく物を言っちゃいますから。そういうことがあるので、できるだけ担当でやっていただければと思っているんですが、大体担当のほうで言ったことを私が要約して、基本的な考えを申し上げたいと思いますけれども、これは非常に難しいと思うんですね。補助金の関係も出ましたけれども、決して補助金がこうだから云々ではない。本当は昭和30年ごろを返った場合は、各おのおの町内にしても、あるいは農村部にしても、月に何回か集会をやったりなんかして、毎晩のように集会所に明かりがついていた。地域のコミュニティーというのは十分図られていた。世の中が変わって、今、集会所は年に何回、それも不参加が非常に多い。世の中は変わりました。そういうことでこの自主防災とか組織をつくろうじゃないかというふうな立ち上がりがあるのでないかと思います。昔のような、皆さんのが交わりを常に持つておれば、こういったものをわざわざつくらなくて非常にうまくいっていたんじゃないかと思うんです。

そこで現代に合うものを、行政あるいは国が進めているわけでございます。そういうことで、補助金は別ですね。やってくださるところへ町がお手伝いするというような、皆さんのが積極的にやってくれる、あるいは参加してくれるところには、お手伝いをするような考え方で補助金を出すというふうに、私は考えたほうがいいのではないか。ですから、先ほども私が冒頭申し上げたように、当面は農家組合とか行政区とか、いろいろな今ある組織の中で皆さんがあつともっとコミュニティーを図る中で、自然と、例えば今だって見られることは、どこかに救急車が来ますね、農村部とか。周り中の人が寄つていってくれますね。誰だかね、やはりあそこのうちだと。こういうような、ああいったものが必要なんです。それが今は薄れていて、やはりそうかと言つて、今はぴしっと戸締まりをすると外の救急車の音も聞こえない。

とにかく世の中は変わっちゃっていますから、ですから非常に難しい問題です。ですから当面は、冒頭私が申し上げましたように、いろいろな今の組織を使った中で、自主的に声をかけて、今、進めているような形で参加を呼びかけて、この後森川さんのはうからまた要旨として、もう少しぴしっとやれるようなものをやらんかというようなご質問がでていますけれども、これは総体的には、最終的にはそういう形をとっていかなければならぬと思いますけれども、現時点ではやっぱり皆さん、自分たちは自らというような形が必要だというふうに、現時点で私は考えています。

ですから、議員さんそれぞれのお立場で声をかけてくれたり、お骨折りをいただいて、今まとまったところを見ると、大体議員さんの、あるいは区長さんの、言葉はちょっとあれしますけれども、非常にそこへ魂を入れてくれたところができているようですから、そういう呼びかけも大いにする中で今後進めていくて、行く行くはそういうものをぴしっと行政としてできる。そして、先ほど言ったように14とか、あるいはもう少し50とか60ができるから、行く行くは行政単位か何かでしっかりと組織に自然となるような形をつくつていったほうがいいと思う。それを何かで決め事をつくる。決め事というと、要綱だとか規則だとか条例だとかいろいろありますけれども、そういう決め事をしていかれることができないかと基本的には考えておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） ありがとうございます。まだ先があるので。

では、今、町長がお話ししたように補助金なんですが、補助金がちょっと使いづらい。県からいただいているもの、町から出すもの。県のものについてはいろいろな書類を出さなきやいけない。このようになっていますが、補助金を、組織を設立したら制約なしに20万なら20万、今はいろいろな書類を出してこれを買うとかしなきやいけないんですが、20万好きに使ってください、ただし防災のためですよとか、あるいは、これはこれからまたお話ししていくことですが、地域別に自主訓練をしていただきたいと思っているんですよ。行政区とか、あるいは小学校単位とかですね。今の防災訓練は中央的で、役に立たないとは言わないんですが、実際に災害があったときに、やはり自主防災が基本になりますので、この設立を早めるために行政区単位で簡易な防災訓練を実施してもらったほうがいいと思うんですね。そうした場合には、防災訓練やるところには、今1軒当たり200円支給することになっていますけれども、そういうものを支給するから防災訓練やってみたらどうですかと。そういうことが、簡易な防災訓練から、今度はこの簡易よりももっと自主防災のしっかりしたものに進めようという、底辺から、自らとおっしゃっていますので、その辺を考えていきたい。

それから、先行した団体からお聞きしているのは、1軒当たり200円だと少ない、もう少し値上げしてくれ。自分たちが自分たちのためにやるわけなんですが、25軒とか30軒とか小さい単位では、200円掛けると6,000円しかならないんですね。そういうこともありますので、その辺を勘案して、お金で釣るわけではないですけれども、補助金をうまく活用しながら自主防災組織が立ち上がるようを使っていただきたいと思います。時間も経過しますので、これは要望でお話ししておきます。

その前に私が考えた本題、どうして進めていくか。自らということで、あるいは今度は共助、公助の部分ですが、行政のかかわり方ということでお話をしたいのが、先ほど訓練のことを言いましたけれども、私ども議員が一昨年、静岡県長泉町に防災の視察に行きました。この町は人口が2倍ぐらいだったかな、面積は4分の1、非常に都会的なところです。ですが、やはり静岡の防災意識が進んでおりまして、自主防災組織の加盟率が90%以上、超えております。あとは流動人口だそうですから、ほとんど100%に近い。この地域は歩いて避難できる避難場所が設定されていて、そこに避難をするということで、その参加者が25%ぐらい参加するそうです。

長南町の場合、大きな災害、今まで余り経験が体の中にはないので、皆さん危機意識がないんですけども、やはりそういう危機意識を高めて、身近な避難場所を設定してもらってそこに避難する。そこで安否確認する。こういう方向で進んでもらえるかと。自らそういう補助金とか今の訓練をする中で進めていかなければいくと思うんですが、その中で、私、自主防災に必要なのは安否訓練だと考えております。

こういう例を出して恐縮ですけれども、先日5月、66歳の女性です。2人暮らしですけれども、旦那さんが留守のときに犬にじゃれつかれて、ゴムマットを敷いてあったそこに倒れたときに大腿骨を骨折してしまった。母屋に近いんですね。その辺が母屋だとしたら、ここに屋根があって、そこで倒れてしまった。痛くて動けないんですが、電話まで6メーターぐらいある。6メーターまで動いていきたいんだけども、動けない。昼間の2時半に倒れて、近所の方が6時過ぎぐらいですか、たまたま来てくださったので、助けて、こっちだよということで、電話をかけて救急車を呼んだ。救急車が来るまで4時間半ですか。ですからそれが5月だったらいいんですが、冬場だったり、しかもこれが地震で電話がつながらないとか、こういうことがあったらこの人は最悪の状態も考えられるわけです。

これを想定し直すと、同じように長南町は高齢者の方が非常に多いです。家屋が倒壊しなくても、慌てて転んだだけでもこのようなケースになることは非常に考えられます。また、たんすの下敷きになっているとか、寝たきりの方もいますし、認知症の方がひとりで暮らしている場合もございます。そういう場合について、やはり隣近所ぐらいは安否確認をしようと、そういうところが必要だと思いますので、これ、すみません、2番目に入っていますので、それとあわせてお答え願いますが、要は自主防災組織の未設立地域、自主防災のあるところはこういうことができるんです。ない地域はこれからつくるといつても、つくるまでは安否確認とかやらなくていいんですかという話になるわけですね。ですから、未設立の地域にも安否確認ぐらいしましようよというお話を行政のほうでしていただきたいんです。

ここで一旦区切りまして、それについて、未設立地域の防災についてどのようにお考えするか、お聞きしたいきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） お答えしたいと思います。

今、森川さんのほうから、主として安否確認ということであるかと思いますけれども、前段としていろいろ出ておりますけれども、私はやっぱり人間が古いものですから、隣近所というのは本当に大事だと思うんです。ですから、たしか2月の定例会ですから、ついこの間の会で、隣近所の安否確認ができる組織をつくりたいと。それで指示をしてあるんですけども、まだまとまっていないのが実情でございます。

これも、先ほどもちょっと触れましたけれども、私の基本的な考え方としては、何かの条例なら条例をつくって、その中に防災組織をつくるとか、あるいは安否確認だと、そういう項目ごとに条例で何か、あるいは要綱とか、1つの決め事をつくって進めていかなければ、一体的なもので災害に対応する。事は災害。

それと、今、森川さんが前段でちょっと出た例のご婦人が倒れているというのがありましたけれども、これは町としては非常に不可能に近い。何か起きたときは1つ決め事の中で動けるんですが、ふだん日常生活の中で起こったことについては、例えば私、このところ自分が年取ったから、風呂に入るときに、風呂に入るぞといつもばあさんに言うんですけども、あんまり出てこなければ多分見に来てくれるでしょうけれども、この辺が、私の近所にも86歳ぐらいの人で、どこかへ免許を持っていて車に乗って出ますけれども、どこに行つたか全然うちでわかりません。2回ほど警察のほうから連絡もらって、帰れないと言っているから迎えに来てくれといって迎えに行ってますけれども、そういったふうに行き先を告げないで出たり、いろいろなことが社会に起きていますから、対応できるものと、もう少し大きな枠でお世話にならなくちゃならないもの、いろいろあると思うんです。

ですから、町が町内だけでやらなくちゃいけないというものについては、何か決め事をつくって、条例なら条例、そういうものをつくって、いろんな項目ごとに防災なら防災、あるいは安否確認なら安否確認とか、ひとり暮らしだったらひとり暮らしをどういうふうにするというようなものを何かつくる必要があるというふうに現時点では考えておりますので、そういったことでご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） それでは2番については決め事とかつくってやっていきたいということで、2番、3番も絡むということで、3番のほうに最後、入っていきます。

私はここに、「災害時の安否確認条例の制定」ということで書いてあります。これは、今お話しした防災を、今度は地域でやっていくときに、防災条例の中に簡単な条例ですね。宣言文といいますか、長南町民は地震などの災害時にはまず自分の身を守り、自分の安全を確保ができたなら、その後は隣近所の安否確認を行うこととすると。こういう一文ですね。簡単でいいですね。そういうものを入れて、条例に定まっているから、例えば行政区の単位である区長は、条例にあるから行政として、区長としてこういう安否確認をやってもいいんだと、長南町の条例にあるからと、こういうことが言えると思うんです。そのためにこういう決め事を制定しています。蔵持地区では、これは申し合わせ事項としてそういう文書をつくりまして、3つ、これと同じようなことを書いて申し合わせをしております。

ですから、そういう意味で、やはり条例のほうがいいと思うんですが、あるいは防災宣言の中に盛り込んで、防災宣言を区長さんたちにお話しして地域におろしていくとか、そういう行動が必要だと思うんですが、先ほどの決め事のお話ですが、条例までできるかどうかについてお聞きします。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 条例までということですけれども、先ほど森川さんから言われたように、まず災害のときは自分の身を守って、周囲をしっかりと固めたら他人のこと、他人にできるだけのことは他人に向けて動くという行動をする。これが一番大事なことだと思います。それは全くおっしゃるとおりでございます。

先に条例の制定の関係で、今、私どもがひとつ前向きにやろうではないかということで、一番最後にいつまでということを言いますけれども、これは例ですよ。災害なら災害条例というふうにしたら、その中に安否確認だとか防災の関係ですね。いわゆる訓練から確認から、そのほかいろいろなことがあると思うので、そういったものを条文の中に入れたもの、あるいは今おっしゃった区長さんとか、議員さんは別として、行政区の長になる区長さんなんかはこういうことをやってもらいたいというようなこともはつきりと、私としては条例を今、考えておりますけれども、ぜひつくって、そして先ほどおっしゃった組織なんかもつくるというふうに、つくらなければならないというような決め方をすれば、また皆さんも、あるいは区長さんにしてもこういうふうになっているということで非常に進めいいし、また当然町のほうも積極的に進めるというふうになりますので、ぜひこの条例化については前向きに考えたい。そして、できることならご協力がいただけるならば、12月議会までにはご提案して、何とかいいものをつくったと言われるような評価をされるような事務を進めていきたいと、現時点では考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 前向きのご答弁をいただきましたので、最後は要望という形で締めさせていただきますが、要旨ごとの質問ということで私もちょっとしくじりまして、申しわけなかったんですが、トータル、この防災について何が言いたかったということは、自主防災、設立できていない地域、この地域にも早急に進めていくことも大事ですが、残された地域については、今言った条例を使いながら、行政区や農家のコミュニティーもあるでしょうから、そういうところに話を練習をして訓練を、簡単な訓練、安否訓練、隣を見守るということをしていただけでも、かなり自助の部分、共助の部分が完成していくと思いますので、それについてお願い申し上げます。

そして、訓練ですが、私どもの蔵持も本部があって4つの支部があります。そうすると、一斉にやることは

可能なんですが、専門家が指導に行くということが非常に難しくなります。ただ、そういう面倒くささはあります、長南の場合も行政単位、細かく、自主防災組織が設立できるような単位での訓練をしていただきたいという要望を申し上げて、この項については終了させていただきます。

それでは続きまして、高齢者社会の対応ということで、高齢者社会に対する諸施策について質問をさせていただきます。

当初は、ひとり暮らしの高齢者世帯の支援についてのみの質問を考えていたのですが、やはりいろいろな家庭、長南町の家庭なんですが、お邪魔すると、必ずと言っていいほど75歳、後期高齢者以上の高齢者がおられ、家族が仕事や学校に出かけるとひとりになってしまうという世帯を多く見受けます。割と皆さんお元気なんですけれども、聞くと、ほとんどの人が高血圧の薬を飲んでいます。この中にも血圧の薬を飲んでいる方というとかなり挙がるかもしれません、また大半の方が足がお悪くなっています。中には、ひとり暮らしなのに認知症が始まった人もおられます。

ということで、ひとり暮らしの世帯の方もおるんですが、繰り返しますけれども、高齢者、同居者がいないときには、ほぼひとりで生活をしている。お元気な方はよろしいんですけどもね。先ほどの66歳の女性の方ではないですけれども、行政にこれを大丈夫にしろということじゃないんですね。そういう近所の目とか、声かけとか、そういうものが数多くあると安心して暮らせるという、安心感がふえるということで、そういうセーフティーネットをもう少しふやしていけないか。

それをふやしていくためにはいろいろな考え方があるんですが、ある自治体では、NPO法人で高齢者向けの電話サービスを行っている。お金のかかることですけれども、やはり過疎対策事業とか、そういうものの中に、電話を希望者には週に1回とか月に1回、電話を差し上げるようなサービスができないかということで、高齢社会の対応について、とりあえず電話サービスをすること、あるいは現況のやっていることに何かつけ足すことができるかというようなことでの回答をいただきたいと思います。

○議長（松崎 熱君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君）　お答えします。

高齢者社会の対応ということで、その諸施策についてということの中での1点として、電話サービスということですけれども、お答えしたいと思います。

長南町の3月1日現在の独居世帯が284、そして老老、年取ったお二人暮らしということですけれども、265、大体数字は似た数字ですけれども、そういうことが民生委員さんや何かそういった方々の調査で、結果としてはついこの間の数字がまとまっております。これらの世帯を、地域からの孤立することを防ぐために、民生委員さんの友愛訪問とか、あるいは地域によってはサロンというか、そういう形で交流事業をやってくれております。あるいは町のほうで設置してございます包括支援センターによって生活の実態などを調査したり、あるいは社会福祉協議会のほうでやってくださっております配食のサービス。あの配食も、1つとしてはお弁当を配るとき、元気かどうか確認するという大事なこともあるわけなんですが、あるいは緊急通報システムとしての装置として、何人かはその装置を設置しているなど、いろいろ対応しているわけでございますが、本当にまだまだ不十分でございまして、担当室は早期に見守りネットワークを構築するように、先ほども言っています

ですが、2月定例会後に私が言うてあるんですが、これは言いわけになりますけれども、人が変わったりなんかしてちょっとその辺がまだできていませんけれども、私としてはひとり暮らし、まあ老老、2人はちょっとそこまではできないんですが、ひとり暮らしはとにかく近所、まず近所で2ないし3人にAの方をB、C、Dぐらいで、少なくともB、Cぐらいで、あるいはできればDまで、3人ぐらいで、夜、電気がついているか、ついていないか。場合によっては、本当に近所だったらいつも新聞を置いてあるところをのぞき込んでもらって、新聞がたまっているか、たまっていないかということを確認してもらうようなことをぜひつくりたい。

ですから、先ほど申し上げた条例の中でもそういうものを、防災に絡んでやるか、どういうふうにしたらできるかとか、あるいはまた別に高齢者を、本当に高齢者だけ、そういうことだけ考えて、災害等を除いたもので考える場合は何か決め事を、つくるからにはやっぱり決め事がないといかんですから、これはよく条例のことを加藤議員さんなんかおっしゃられますけれども、私は決め事でもいいと。条例をもって設置しなくても、こういう形でこういう組織というか、こういう形でこういう活動をしましょうよということ、それが隣近所にない場合は民生委員さんに、離れていても、あるいは場合によっては怒られるかもしれません、区長さん、最悪の場合は役場の職員までというふうに担当には言っている。最悪の場合、誰もいなければ役場の職員がその人を週に2回、3回、ちょっと見に行く。挨拶しなくていいですから、変わった様子がなければいいんですよ。夜行って明かりがついていて、朝行って消えているとか、そういうの確認でいいわけですから、それをぜひつくりたいということを考えております。

それで、森川さんの言われる電話サービスについては、これまたたしか、これは担当のほうで答えてもらいますけれども、20件ぐらいあると思う。

〔「緊急ですか。24件です」と言う人あり〕

○町長（藤見昌弘君） 24件あるそうですけれども、そういう1つの決め事の中、要するに事業としてやっているのが24件あるんですが、それ以外にということになると、これは町単独になりますので、やっぱり決め事をつくった中で電話を、これも単独でやりますと大変な経費がかかってくると思います。ですけれども、そういうことも必要であるならばやっていかなければならない。とにかく確認は絶対しなければならないというふうに考えていますので、現時点では電話の関係については、今申し上げましたように、24件の中で県のほうといろいろ協議する中で、あるいは大体希望した方にはそれに沿えるような形でやらせていただいているのが状況でございます。

そういうことで、電話をどうするんだということになると、検討させていただくということでひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） それでは、その24件、緊急電話のことですかね。私、孤独死を防ぐためとか、そういうことのためだけではないんですね。なかなか実際にひとり暮らしの方の孤独死、言い方は適當かどうかわからないですが、それを防ぐのはかなり難しい場合もあると思うんですね。ですからそうではなくて、それまでひとり暮らしの方が社会の中で生きていく中で、そういう電話がかかってきたりすると、私は週に何遍か見守られているんだなとか、そういう社会参加のことを、ここでは社会の目ですよね。そういうことでお話ししています。

今の電話の内容について簡単に、時間がなくなってきたので、ちょっと教えていただけますか。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） まず、緊急通報システムに関してなんですが、これは、先ほども町長が答弁したように、今、24件の方々が使用しております。ペンドントをお持ちになっているのと、あと、定期的なお元気ですかという委託業者からの電話がかかるというような。ペンドントについては、何か自分の身辺に危険が生じたときには、そのボタンを押せば通報がされて、委託している業者から契約を結んでいる近所の方からちょっと様子を見に行って、誤報というか、間違って押しちゃうこともありますので、間違った通報じゃないか確認した後、もし非常事がある場合は消防ないし警察のほうに通報するというような緊急通報システムです。

先ほど森川議員さんのおっしゃっていました電話サービスに関してなんですが、今現在は長南町はやっておりません。今現在、町長からこの見守りネットワークを検討するようにと言われることで、まだ非常に担当者レベルでの構想時点ですので、発表ということはなかなかできないんですが、ちょっと担当者レベルでこの程度、今、検討しているんだということでお聞きいただきたいと思うんですが、まず保健福祉室のほうで取りまとめていきますのは、今まで通常の安否確認であるとか、非常時の安否確認ということが話題に出ておりますが、通常の安否確認ということでお聞きいただきたいんですけども、先ほどもいろいろ出ていますけれども、確かに高齢者ひとり暮らしの世帯とか高齢者のみの世帯数は年々ふえております。先ほどから出ています日中独居等を入れますと、かなりの相当数が高齢者で突然の病気やけがなどが、ひとりのときに何かあったときに対応が遅れるというような心配を抱えていることだと思います。

また、最近オレオレ詐欺と言わなくなりましたけれども、悪質な訪問販売とか、そういった被害に遭うケースも最近多くなっていますので、それらも心配になってくるという形になります。

でも、こうした問題が起きた場合でも、近所づき合いがあったり、こういうときに近所づき合いがなかったり、助けを求める人がいなかつたりすると、誰にも気づかれずそのままになってしまうということも考えます。

ひとり暮らしの高齢者世帯を取り囲む近所にお住まいの皆さん、また日常生活の中でかかわり合いを持ちます郵便配達だとか新聞配達だとか、そういった人たちがちょっとした挨拶や気遣いをする中で高齢者に接し、見守っていくことのできるネットワークを構築したいというふうに考えております。

○議長（松崎 勲君） 室長、もっと簡単に。

○保健福祉室長（荒井清志君） 強制的にとか義務的な監視については費用がかかりますし、見守るほうにも大きな負担、見守られるほうにも窮屈なものとなりますので、とりあえずさりげない見守りネットワークをつくりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 簡単に。いろいろ出ています。安否確認をする前としては電話が必要です。確認したとき、言葉が適当でないかもわからないが、亡くなっているのを確認しても、その前のことが大事ですから、危機に陥ったとき、ボタンを押した後、その辺を施設をしたらどういうふうに経費がかかるか、今、ちょっとしたけれどもよくわからないんですけども、検討はさせてもらいます、電話を。安否確認の前にやっぱり電話が必要だというのを、今、2人でやりとりしていくばさっとしていますが、今、気がつきましたから。ぜひ検討させていただく。やる、やらないは別。検討はさせてもらうということで終わります。

○議長（松崎 熱君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） ゼひ高齢社会を迎える中で、そういう温かい正式な綱の目をつけていただければと思いますので、よろしくご検討をお願いします。

議長に確認させていただきますが、私の時間はあと何分あるでしょうか。

○議長（松崎 熱君） 8分。簡単に簡潔に。

○3番（森川剛典君） では簡単にお話をさせていただきます。8分あればカップラーメンが2個ぐらい食べられます。

企業誘致ということで、長南町における企業の動静についてお聞きいたします。

圏央道が開通して、大倉議員のほうは24年ぶりにデートしたというような話も、デートじゃないわな。私ども家族も早速ゴールデンウイークに乗りました。そうすると芝山までわずか45分で行けました。ということで、やはりこれからの交流人口が非常にふえてくると思います。

そういう中で、私のところへ企業誘致みたいな話が1件あったり、お袋とお茶を飲んでいたらちょっと怪しい人がポストを見ていて、蔵持の〇〇番地はどこですかと聞いている。土地の売り買いらししいです。非常にそういうことがまたほかにも耳に入っています。

ということで、圏央道ができるからそういう動きが活発になってきていると思うんですが、過去のデータ、長南町企業の動静ですね、簡単に伺いたいと思います。企業数の増減はどうなのか。就労数の増減なのか。データ的に簡単にお答え願いたいと思います。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 企業誘致について、そして町の企業の動静についてということでございます。

まず、平成24年度の事業者数をちょっと申し上げますと、事業者数は341件です。それで3年前の21年度は350件でございましたので、9件の減で2.6%の減。次に、その従業者でございますけれども、同じく24年度が3,506、21年が3,809で、3年間で303、8%の減。こういう動向でございます。

そして、じゃあ、どういうふうに動きがあったかということでございますが、確かに私のところにはまだ来ていませんけれども、担当のほうには用地の関係で、用地がちょっと狭過ぎるとか、もっと広いところというようなことを言うて企業が来たとか、そういう、実際に圏央道が供用開始になってからいろいろな照会があるものの、具体的な動きとしてはまだないというのが実情でございます。

以上で終わります。

○議長（松崎 熱君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） それでは、動静については理解しました。

2番、企業誘致の基本方針ですね。そういう動きはないということですが、うわさの段階ではいろいろ入っております。今後、やはりそういう中でしっかりととした方針を示していただきたいんですが、今後、企業誘致をすれば就業人口が当然8%減るではなく、維持しているとか、ふえているとか、こういうことが町の豊かさにつながっていきますので、そういうことでの基本方針について伺いたい。

それから、時間がないので先に言っておきます。この間、企業誘致のときにお話ししたときに、企業団地で

すね、小沢に。そこについては産業振興課。だけれども企業誘致そのものについては企画財政室。やはりどうしても担当が分かれると行政の壁というものがそこに存在してしまうようなことがありますので、やはり企業誘致については、1つの課をつくれとまでは言いませんが、企業誘致対策班、あるいは対策会議等、連絡を密にして、それは基本方針のもとに連絡を密にして、このように扱っていく。電話をどこにかけたらいいんですかと、電話かける場所2カ所ありますと、こういうことではなくて、ここが専門の担当でこんなふうに扱っております。そういうことも聞きたいので、それを含めて企業方針の中で聞いていきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） それでは、基本的な企業誘致についての考え方ということでございますので、お答えいたします。

まず、町独自に用地を先行取得等行って企業を誘致していくということは、現時点では基本的には財政負担も大きくなりますので避けていきたいと考えております。したがいまして、企業誘致の基本的な考え方といましましては、民間事業者のすぐれた能力等を活用することが一番いいのではないかというふうに考えています。

また、ご質問にありましたように窓口としては、今現在ですと総務課の企画室、企業等の進出が具体的になつた場合は、関係する課としては事業室のほうにもあれするわけでございますけれども、いずれにいたしましても現時点では関係する課、室が連携を密にして総合的に支援をしていきたいと、こんなふうに現時点では考えております。配置したほうがいいだろう、専門的なことなどどうかということでございますが、職員等の定員管理の上からも、30年ですか、たしかもう四、五年で115ぐらいにする計画でございますので、その計画に沿ってしますと若干問題があるかと思いますので、人員どおりで、できれば現状のままでやりたい。

それで、これ、昭和45年ごろの経済成長のときは南部開発公社というのをつくって、うならかしてやつたんですが、21年には解散したんですけども、ああいった形で町の職員を公社のほうへ派遣して、企業的な、要するに稼いだもので自分たちが給料を貰うというような機構でやれる時代もあったんですよ。現在はまだまだそういったものでないと思いますので、とにかく現組織の中でやりたいと、こんなふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。時間が迫っておりますので最後の質問にしてください。

○3番（森川剛典君） 質問というよりは要望という形で終わりにさせていただきます。

役場の職員も非常にご努力をされて減らてきて、その中で頑張っておられるということもわかつております。そういう中で無理を言うつもりはございませんけれども、そこで専門班をつければやはり引き抜かなければいけない。そうした場合には対策会議、こういうものを1週間に2時間、皆さんのが努力してつくっていただければ、その2時間、金曜日の午後とか月曜日の朝とか、月曜日の朝は忙しいでしょうね。というふうにしていただく中で、そういう話し合う場を持つこともいいのかなと。また、トップセールスという言葉もございますけれども、町長自らでなくとも、そういう会議の先導者の中が情報を仕入れてくる。それに対して対応できる体制。話が来たらそれからつくるではなくて、来たときに対応できる体制をつくっていただきたい。

ということで、企業誘致に向けて今後努力していただきたいという要望を申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございます。

○議長（松崎 熱君） これで、3番、森川剛典君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は11時10分を予定しております。

（午前11時01分）

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◇ 加藤喜男君

○議長（松崎 熱君） 一般質問を続けます。

次に、7番、加藤喜男君。

[7番 加藤喜男君質問席]

○7番（加藤喜男君） 7番の加藤喜男でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。本定例会最後でございますので、よろしくお願ひいたします。

ゴールデンウイーク前に待望の圈央道木更津インターチェンジと東金ジャンクションの42.9キロが開通いたしまして、将来的には横芝まで圏央道が伸びるということで期待をしているところであります。幸いにも本町には長生グリーンラインとの接続もあり、千手堂に長南茂原インターではなく、茂原長南インターができました。私の地元には坂本高架橋がかかり、休日はともかく、平日多くの車両が確認できております。長南からの乗り降りや本線の交通量については、またネクスコ等から情報を得ていただきたいと思いますが、インターチェンジ周辺等に開発の予定がないことは寂しい限りであり、今後、また町長の手腕に期待をするところでございます。

現在、町では町長の交際費140万円を計上し、今、町発展のために活用していただきしておりますが、近年、不用額が大きくなっています。どうかひとつ交際費が足らなくなり補正するぐらいの勢いで、町発展のためにご尽力していただきたいと思うところでございます。

さて、質問の1つ目でございますが、町長は約15年の就任期間において、町長の補助機関として、現職員の半数以上を定期や中途において採用、任用してまいりました。現在、本町では職員の第4次定員適正化計画により職員の削減を進めているようで、一昨日の答弁ではガス事業職員も含めてと思いますが、現在131名であるというふうに聞きました。

ちなみに現在の職員定数条例では、ガス事業10人含めまして160人の定数ですが、既に相当な削減がされており、さらには平成30年には百十何人にするような計画のようございます。現職員数と現在の定数条例に大きな差が生じていることから、業務全般の見直しとあわせ、必要職員数の見直し、定数条例の改正も必要とも思います。2000年4月から施行された地方分権一括法により、国からの機関委任事務が廃止され、法定受託事務と自治体本来の事務となり、受託事務量は減ったかもしれません、自治体本来の事務量はふえているのではないかと思います。職員が減ることは業務量も減ることが当然かと思いますが、業務量が減らないとすれば、優秀とはいかなくても準ずるような職員を確保しなくてはならないと思います。職員の削減により各職場で人的に余裕がなくなり、1人のふぐあいが同僚の負担になり、その結果、病む職員がふえ、機能が麻

痺する事態も想像されますし、結局のところは住民へのサービスの低下が心配されます。

日本人に対する世界の不思議として、ある民族は、我々民族一人一人は日本人よりも優秀だが日本には負けていると言われることがあります。どうして日本は世界で称賛されるほどの優秀かと言えば、日本人に培われた集団力であると言われています。日本人が生み出した数々の製品や文化は、三人寄れば文殊の知恵から生まれてきたのです。そして役場にも、この三人寄ればの精神が必要だと思います。

一昨日も板倉議員のやりとりで、職員同士のコミュニケーションの話があつたような気がしますが、文殊の知恵には職員のコミュニケーションワークは重要であると思います。それから考えますと、現在の机の配置はコミュニケーション低下を招くと私は考えております。

以上、くだくだと申しましたが、職員を減らすとすれば、優秀とは言わなくてもほどほどの職員を採用していく必要があると思います。ご承知のとおり、職員の任用については受験成績、勤務成績、その他の能力の実証に基づいて行わなければならぬと地方公務員法に定められております。本町では競争試験や選考はどのような方法で行っているか、お聞きします。

○議長（松崎 勲君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君）　7番、加藤議員さんのご質問で、まず職員の任用状況について、要旨として試験方法等ということでお答えしたいと思います。

方法につきましては、毎年、職員の採用試験に関する要綱に基づきまして実施しているわけでございまして、採用人数や試験の区分については、平成21年度から30年度までの10年間になりますけれども、長南町第四次定員適正化計画を立てございます。その中で、おおむね10年間の長期にわたってその計画をしてある中で、職員の基本的には採用する人数を決めている状況でございます。また、ちょっとその経過を申し上げますと、平成21年度では職員数が145名でございましたけれども、30年度までには30名減の115名に削減計画を目標としております。そういうことで、基本的には退職者数の2分の1、すなわち54名の者が定年を迎えるということですから、2分の1ということで基本的には考えているわけでございます。ただその間、若干いろいろな都合でやめられる方もいらっしゃいますので、年々計画に沿ったこと、ですから大体今のところですと、隔年に1年おきに採用をしているというのが実情でございます。

じゃあどういう形でということでございますけれども、去年のことでも申し上げるならば、例年は千葉県の市町村総合事務組合で実施する県内の合同試験に参加しているわけでございますが、去年たまたま専門職の社会福祉、これは今まで長南町になかったものですけれども、あるいは保育士であったためにできるだけ、言葉は適當かどうかわかりませんけれども、優秀な職員をということで、試験日を1日と1週間ずらしまして、後にして9月30日に町独自の採用試験を実施いたしました。また、今年の採用の試験は、記述試験はもとより、二次試験で口述試験を、そして面接を重点に4名を採用したというのが、25年度の採用でございました。

今後、一般的なあれとしましては、一般的な能力はもちろんですが、住民との対話を大事にする会話、対応能力で優秀というか、秀でた、そして円滑に業務をこなせるような優秀な職員を採用していきたいと、基本的には考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 地方公務員法の第22条第1項では、「臨時の任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、すべて条件附のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。」と。また、条件つきの期間を、状況によっては1年に至るまで延長できますよということを、地方公務員法が申しております。この規定の言わんとするところは、受験成績で一定の基準をクリアした者であっても、さらに実務で勤務状況を見て正式に採用、不採用の判断をしなさいと言っているのではないかと思います。一旦公務員等を採用した場合でも、勤務成績や心身等の故障で職務の遂行に支障がある、これにたえないということであれば免職できる条文もありますが、なかなか難しい状況なんでしょう。このためにも半年、1年間の条件つき採用期間が重要であると言えます。

そこでお聞きしますが、本町における条件つき採用から本採用に移行する際に、半年後、1年後ですが、どういう審査があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） それでは、加藤議員さんのご質問にお答えいたします。

今、質問の趣旨にございましたとおり、いわゆる条件つき採用というものですけれども、これにつきましては今おっしゃられたとおり、地方公務員法第22条第1項におきまして臨時の職員、非常勤を除いて半年間見ますよという内容となっております。その中では、採用後、この6ヶ月間の間、その職務を良好な成績で遂行したときには初めて正式採用になるという文言で、公務員法はうたつてあると思います。

その中で、うちのほうはそれを受けまして、町では条件つき採用職員の正式採用に関する要綱というものを備えてございます。その中、4条構成になっていますけれども、第4条で正式採用の基準というものをうたつてございます。その中で、正式採用の基準といいますものは、この半年間の中で勤務評定の結果が標準以上であること。さらには、その条件つき採用期間においては、服務実績が良好でない具体的な事実がない、しっかりと働いているといった内容で見きわめる内容となっております。

一般的には、この期間中、常識的な範囲なんですけれども、長期な無断欠勤、報告服務基準なんですけれども、上司にちゃんと報告しないで無断で欠勤する、あるいは社会人として極端な、例えば就業時間が8時半から始まるのに遅刻の回数が多かつたりとか、あるいは誰が見ても、確かに試験の成績はよかつたかもしれないですけれども、実際の職場の勤務状態が文字どおり全く何もしないとか、上司の言われたことに対しての基準が備わっていない、そういう内容のものを見きわめて、条件つきの6ヶ月間の中で判断して採用しているというような基準で採用しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 正式採用の基準があるということで、今報告されたようなことでやっておるということですか。町長はじめ三役、管理職等で、そういう審査会というようなものをやった実績はあるんでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、石橋弘道君。

○総務課長（石橋弘道君） ございません。今、申し上げたとおり、特に長期間の無断欠勤、極端な回数の遅刻等、明らかに公務員として不適格というふうに判断された職員がいませんので、6ヶ月間たった段階で問題が

なければ、そのまま何もしないで正式職員となれるというふうになっておりますので、やっておりませんが、問題があると思いますので、今後はチェックシートによりましてやらせていただきたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ないということで今、回答いただきました。また今後も検討するということでお聞きしましたところでございますけれども、関連しますけれども、先ほども町長、専門職の人が入ったと。経験もあるでしょうと。いろいろな技術的な職もあるでしょうけれども、この自治法の言っているということの解釈の方法なんですけれども、いつ、どういう状況で入っても、そこから起点にして半年、1年というのが審査の対象だよということで考えてよろしいと思っていますけれども、どうでしょうか。いいでしょうか。

○議長（松崎 熱君） 総務課長、石橋弘道君。

○総務課長（石橋弘道君） 採用されて半年間ということで、半年間の間に問題があった場合は、また再度半年間延長できるということで、その後、1年以上の延長はないということでございます。

○議長（松崎 熱君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ということは、先ほど採用した人も、その時点から6ヶ月間は条件つき採用をやっていふんだと。技術職でも何でも、採用した時点から半年は条件つきですよと。その分、また採用する予定の人にはちゃんと文書とかで通知はしてあるとは思いますけれども、あなたは今、条件つきですよと。あともう一回審査で落ちるかもしれませんのでそれは了解してくださいということなんですけれども、していないということであったので、できれば、チェックシートも大事ですが、採用しようとする町長をはじめ、その職場でその人間を見た上司、直属の上司、管理職でいいと思いますけれども、一堂に会して審査会をやってもらって、だめなものはここで切るということの決断をしてもらわないと、今、残っている職員もまたいろいろな人を採用されて大変じゃないかなという心配をしておるので、こういうことを申し述べたわけでございます。ひとつその辺よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、この問題は終わりまして、花火大会についての質問でございます。

本町における花火大会は歴史も古く、PRをしなくても大勢のお客さんが来ていただいております。私が子供のころは三途台川施餓鬼大会と花火大会と銘打って、長福寿寺の脇で行われており、出店が並んで大変楽しみでございました。その後、昭和50年代には、現双葉電子長南工場のところで拝見した記憶もございます。そしてまた最近までは、圏央道の脇の打ち上げ場でしたが、圏央道がこの春から供用開始になったことから、現在新たな打ち上げ場を建設中であります。

そこで、まず町の後援についてお伺いしますが、本花火大会は長南町観光協会主催、長南町後援の花火大会であります。圏央道の供用開始に伴って打ち上げ場の変更を余儀なくされましたが、後援者である町では新たな打ち上げ場を建設するために3,000万円弱、2,900万円ぐらいの費用を使っております。また、町では町の観光協会に毎年、幾分でしょうかけれども、補助金を交付しております。また大会の開催に当たっては、職員の動員もするわけですが、町の後援の考え方、内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） お答えします。花火大会について要旨は6点ほどちょうだいしておりますが、まず最初

に町の後援についてです。

おっしゃられましたように、この花火というのは本当に歴史と伝統があるわけでございまして、誰も、私はかしでないと思います。将来にわたり引き継いでいかなければならぬと思っている大きな事業であるのではないか、こんなふうに考えて、今も本当に町を代表する大イベントだというふうに位置づけてもいいのではないかと、こんなふうに考えています。

町としては、できるだけ後援をしたいと。できるだけしたいということで考えておりますが、この数年見ますと、お金では、私はわずかと申し上げますが、わずかというのは、いろいろと協賛くださる方に対してのわずかでございますが、70万円ほど、花火の標題を、あれ70万ぐらいかかりますが、それだけはひとつ町でも出してくれというようなことで、わかりやすくすると印刷代を70万というふうに私は考えています。

また、人的には、準備から当日にしますと、昨年ですと3日間と言うけれども、寄附金集めからすると1週間、あるいは1カ月と申しても、町が、管理職が特に当たられたものなんかを、これは私の記憶で、あるいは実態を見ると、1カ月ぐらいにわたっていると思いますが、担当のほうでは私の手元へ3日間で283人が従事したというふうになっております。

私としては、冒頭申し上げましたように、これからもできる限り町では後援というよりもお手伝い。それでちょっと長くなりますが、恐縮ですけれども、これは私は町がやるべきものだと思っています。それで私は観光協会長が長南町長でした。ですけれども、町長が寄附金、要するに協賛金をもらうのは相ならんということも片やございますので、観光協会長は誰かにお願いする。それで商工会長さんにお願いしたいきさつがあります。ですから、基本的には私までずっとしている間で、町がやるべきものだというふうな考え方、そして大先輩の故今井衛氏は、観光協会にやってもらう、これはちょっと言葉が適当でないけれども、観光協会にやると少し弱い面があるから、俺が自ら観光協会長でやるんだということで唐鎌さんも引き継いでやったんですが、私はどうも協賛金をもらうのが町長名じやおかしいということで、そういういきさつがあるわけでございますが、長い伝統の中ではできる限りの町が応援したい、こんなふうに考えています。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 次に、個人寄附について伺うわけですけれども、今、町長おっしゃったとおり、結構費用がかかりますわけですから、多額の費用がかかるのでいろいろ寄附を集めております。昔は町長が集めていた、今は観光協会長の名義になっていると話しておりましたけれども、先日の新聞の折り込みのチラシに長南町の観光協会から、圏央道開通記念としての町民協賛者の募集がありまして、文面によりますと、今年から募集するということですから、今後、継続していくんだろうというふうに受け取っておりますが、私もかねてより町民等の一般個人から寄附をもらうのがよろしいんじゃないかということを思っておりまして、この面から大いにこれは賛成するものであります、この辺の感想を町長からお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） お答えします。

寄附のことございますけれども、今までの去年あたりの例で申し上げますと、町内外から多くの企業、あるいは商店、あるいは団体、昨年度の例で申し上げると、480件から1,080万円の協賛金をいただいております。

それを資源として運営している。最近はこの景気の低迷によって少し減少ぎみでございます。

そういったことで、花火の実行委員会を何回か開いていますが、町民参加による花火大会として今年から1口5,000円、2口まで上限とするということで、むしろ1枚とかという条件ということを、明くる日、担当課長から報告を受けましたので、よし変わったことはやってくれ。やって結果が悪ければやめなさい。お世話さまということで、担当には快く、私がいい、悪いは別として、実行委員会で決めたことに対して、私としてもいいことだということで、悪ければやめましょうということで担当課長に言って、それですばらしいことだから。ただお願いしたことは、先ほど言ったチラシを区長会で配るというから、それだけはよせと。観光協会だって1万六、七千円の金はあるだろうから、折り込みやりなさいということだけはお願いして、あとは全部実行委員会で決めていることですので、私もできるだけ協力をさせていただきたい。また町民の協力をいただきたい。それで現在のところ、もう既に10件は来ていると思います。8件ぐらいが2口だそうでございます。そういういた状況だというのを聞いております。結果としては、方向としてはいいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 現在で10件ぐらい、ちょっと何か寂しいなという気がします。ほとんど個人が、本当は町民による町民のための花火大会で、町民が金を出し合ってやれば、これは町長が主催者になってやっても構わないのだなと思いますけれども、さっきも1,000万以上のものを集めてくるということで、集めるのも大変だろうと思います。

昔、海岸のほうに行きましたら、花火大会のプログラムが終わったのが落っこちていまして、見ましたら、要は個人寄附でやっているんですけれども、その名目に孫の誕生を祝ってとか、結婚とか、いろいろな冠婚の関係がありました。このような関係で、プログラムあたりにもそういうことで私は花火を上げたいんだというようなことを言えるような状況もおもしろいかなということで、またこれはご検討いただきたいと思いますけれども、町長の命でやったということは、実質町長がこの大会をやっているということでいいんですけども、そういうことでひとつまたご検討いただければと思います。

次に、費用対効果ということで通告させていただいておりますけれども、なかなか金銭的、人的に援助を行っておって、それからこの補助による効果をということで、目に見えるもの、見えないもの、いろいろ難しゅうございますけれども、後援者として費用対効果をどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 実際に大会をやって費用対効果ということは、ただ、地域としてどういう潤いがあったというような効果だと、こういうふうに考えますので、そういう形でというふうにさせてもらいたいのですが、まず地形的に見て、長南の商店街というのは昭和40年代、私が花火を担当したころからの悩みなんですが、まず商店街が今はシャッターが非常に多いんですけども、あのころは全部あいていましたけれども、花火の日は全部シャッターをおろして、商工会が主体でやっておりました。商工会サービス会が主催ですから、本当にやっていたわけですから、これは大変でした。皆さん商店を閉めて花火のほうへ従事した。

それで、そういうことではまずいということで、若い者だけでも出店をしたらどうだい、露天商だけいつ

ぱい来てもらって帰る。商工会のほうの青年部にひとつ骨折ってもらつたらどうだということで、2カ所ほどやつたら、露天商から怒られたりなんかしましたけれども、現在もそれは続いておりますけれども、それを除いては、花火で町内の商店街、現在の形の商店街になりますけれども、売り上げが伸びたというようなことは耳に入ってきておらないのが実情です。ただ、車をとめられて困ったという、私がこれについて出るのに困ったというような苦情はたまに聞いたことがあるぐらいで、売り上げが伸びたという話は入ってきません。そういった面から言うと、効果というものは全くないと言ってもいいのではないか。

ただ、商工会で出しているのが、たしか30万から40万、60万ぐらいある。ですから全体を見て100店ほど露店が来ますけれども、四、五千万のお金が地域の経済活性化という意味ではお金をよそからも相当来ますけれども、あの晩に落ちるのではないか。ただ、よその人がみんな持つていって、商工会の人たちがやっている青年部は60万前後だと言っていますけれども、効果としては、そういった意味での効果というのは非常に極めて少ない。

ただ、ここでやっぱり長南の花火というものを考えた場合、全国大会をやつたというような経過、あるいはこの近辺にないというようなもの、いろいろ花火に対する文化というものを考えた場合、効果というものは、もちろん4万以上の人たちが近郊からおいでになって、一夜を楽しく過ごしていただけるわけでございますから、そういう面での効果というものは大いにまた評価していいのではないか。宣伝などをあんまりあれすると駐車場がないから、警察のほうがやめれというぐらいですから、余り宣伝しなくとも相当人数を得られるということはすばらしい効果であるということで、物差しではかれないマイナス面といい面がある。私としては古いものを守る、文化を守るということです。そういう意味では非常に効果もあるんだということで、あら、ないは別として評価をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 次に、もう3点残つちゃっていますけれども、アンケートについてちょっとお尋ねしたいと思うんです。

今年から4寸玉云々という話で聞いて、先日、試し打ちもしたという話を聞いておりますが、花火の全体の大きさの規模は縮小するのは否めないだろうと思うわけであります。大会終了後に、町民、お客様は当日ですけれども、何かアンケートをとつて、どのような感想にあったかということを聞いてみるとつむりはないかということでお聞きします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今度、花火の打ち上げ場等が変更になるということ、あるいはそれに伴つての花火そのものの評価と申しますか、いいか悪いか、そういうことのアンケートと、こういう意味かと思いますけれども、この間、5月に試し打ちをやらせていただきました。ご案内の形で今、工事をやらせていただいて、当日まではもちろんですが、間に合うようになっておりますけれども、試し打ちをやつた結果では、実行委員会の皆様方は、もちろん今までと変わっていますけれども、今までと比較したらプラスマイナスしてもいい面のほうが余計だというふうなことを実行委員会からいただいているところですから、そう問題はないのではないか、こんなふうに考えております。

ただ、アンケートについては、現時点ではこのようにアンケートをしてみるというようなことは考えておりませんけれども、もし今おっしゃるようなことが実行委員会等と、実行委員会といつても観光協会になりますけれども、協議して、ひとつ皆さんに意見を聞いてみようといったら、全員というわけにはいかないと思いますけれども、どこか1カ所で用紙のようなものを配って、簡単でもいいから、いいとか悪いとか、直すべきことはどこだかという、その3つぐらいに分けてやることもいいのではないかと、こんなふうに考えておりますけれども、全てはこれから協議をするということでひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 大会の帰りにはがきでも配って、番号でも書いておいて、抽選でまた米でもあげるとか、そういうことで回収率を上げる策もあって、またご検討いただければと思います。

次に、打ち上げ場の移設補償なんですが、ちょっと素人的に考えて、圏央道のためにあそこでできなくなっちゃったということで、何かこれについて国交省とかネクスコとか、どこかに交渉するあればなかっただけかなということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 打ち上げ場が変更になったということで、加藤さんおっしゃるようにいろいろなものが動いたりなんか、何かの原因で動く場合は、当然補償というような話し合いがということでございますけれども、この関係については、圏央道に伴う補償についてで、打ち上げ場が道路敷地で工作物が存在していなかつたこと等によって、移設補償の対象にならないということで、もちろんこれはいただけるものならということで担当は協議しなさいということで協議はしたということでございますが、物件でないということで補助金などは頂戴はしておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） そうですね。工作物がないわけですからという問題かもしれません。

最後に花火大会の関係で、歴史の整理という題で要旨をしておりますが、せんだってある人から町の花火大会の歴史についてちょっと尋ねられまして、うちに長南町史でのかいのがありましたのでちょっとのぞいてみましたが、先ほど全国の花火大会があったとか云々ということが書いてございました。それで、何年か前に続長南町史が21年に発刊されたということで、それもちょっと見て、私も買い求めてありましたから見てみましたが、カラーの写真は載っておるんですが、どうもちょっとそれ以後の大会の歴史が余りよく載っていないなということで、これだけの大イベントをやっておきながら、その歴史のまとめがちょっと不十分じゃないかなというふうな気がしましたので、この辺の関係でお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今、ご質問の要旨は、続長南史だと思いますけれども、続長南史は、ご質問の要旨にもございましたように平成21年3月に続をつくったんですが、一番最初の町史が昭和48年3月でございました。たしか三十数年たっていると思います。そういったことで続という形でつくらせていただきました。

それで、それには記述がないということでございますけれども、48年に発行されたものには2ページにわたっていろいろと記述がされていると思います。2ページですから相当詳しく載っているわけでございますが、

続には観光の目次で人数、要するにその花火なら花火に参加した、見物に来た人の人数を紹介するような整理の仕方をしてあるということで、1行のみになっているということでございます。21年というと、私が続をついたんですが、ですからいろいろな形のものを、あれはもちろん続の長南史をつくるにも委員さんをお願いしてやって、委員さんが最終的に編集をしてもらうんですけれども、そういった形でしていただいたところでございまして、確かに加藤さんが言うのには、花火の絵があつて1行で、これなら31年間に動きがあったということで記述すべきじゃないかと、こういうご趣旨だと思いますけれども、今後、こういった長南史のようなものを再度、續々でも発行する際には、当然そういった形を編集委員さん、もちろん担当職員も、そのときの担当職員も、そういった気配りをしておく必要があるのかと思います。そして、当面、今おっしゃるような、皆さんに知っていたいほうがいいというような歴史的なことについては、今後、観光協会のほうと話し合う中で、花火のパンフレットのようなものを作成する中で、経費もかかりますけれども、パンフレットのようなものを作成する中でもう少し細かく整理をさせていただいて、多くの方々に紹介をしていきたい。また、後に残るようにしたいと、こんなふうに考えていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 恐らく編さんの委員会のときの委員さんが聞いても、この課は余りよく整理されてきていたなかったんじゃないかなと思います。もしあればそこで出てきてもっと長くなつたんでしょうけれども、そういうこともあろうかと思いますが、担当課のほうにはその辺ちょっと歴史をひもといて、古い人がまだいる間に少し聞いていただいて、要覧のような形で整理しておいていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、3番目ですけれども、教育の関係でご質問します。

積極性を高める教育についてということでございます。

子供たちの積極性やコミュニケーション能力の向上は、教育における重要な課題であると考えます。一般に我々大和民族は、積極性が劣る民族であると思いますし、山間部ではさらにこの傾向が強いのではないかと思います。また少子化や核家族、ゲーム機の氾濫等によってもこれが助長されることにならうかと思います。

このような状況下で、自分の考えをはつきり発信できる能力、協調できる能力を養成していくことは、読み書きそろばん同様に、社会生活上で重要であります。これが教育関係者に与えられた重大な責務であると思います。新学習指導要領では、国語をはじめ各教科での討論の学習の充実を図ることや、小学校の5、6年生では外国語活動が導入され、聞くこと、話すことが指導され、将来的には5、6年生から本格的に英語の教育が始まると予想されます。

また、中学校においても、英語教育において聞く、話す、読む、書くの技能を総合的に充実させ、指導するとされております。このように英語はコミュニケーションツールですから、聞くこと、話すことが重要視されていますが、日本語で積極的にコミュニケーションがとれなくては、幾ら勉強しても、勉強した価値が半減してしまうのではないかと思います。英語を使って母国語を学ぶこと、また国際的な視野も磨くことも重要ですが、まずは日本語での積極性や協調性、コミュニケーション能力を養うことが重要であると思います。

教育委員会としては、新学習指導要領のもと、児童・生徒の積極性やコミュニケーション能力を補うための教育指導にご尽力をいただいていると思いますが、教育委員会としての方針や状況を簡単にお願いします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、加藤議員さんの、児童・生徒の積極性あるいはコミュニケーション能力の向上のためにどうということをしているかについて、お答えをしたいと思います。

現在、学校では基礎的、基本的な知識、技能、これを習得させるとともに、言語活動や体験活動を通してコミュニケーション能力を育成することによって、創造性や企画力、あるいは問題解決能力などを育て、主体的に学習に取り組む習慣、あるいは地域社会に貢献する態度を育てているところであります。しかし、少人数化が進む中、長南町では児童・生徒一人一人と向き合い、子供たちの個性やあるいは能力に違いがありますけれども、その一人一人に応じたきめ細かな指導に取り組んでいます。とともに、授業の中では少人数ですから、全員に発表の機会を与えたり、あるいは活動の場を設定してさまざまな体験が味わえるように役割分担をしたりしながら、少人数ならではの特徴、つまりよさを生かしながら学習を進めているところであります。加藤議員さんからのご質問がありましたように、学校教育では発達に応じて集団の規模を大きくしていく中で、社会性やコミュニケーション能力を醸成する必要があることはそのとおりでございます。

そのために、長南町では小学校間の連携を図り、2校合同の授業、あるいは4校合同、小中合同の行事等を通して、大きな集団の中でも自己実現ができるよう努めているところであります。また、町の特色ある教育活動ということで、キラリ輝く長南っ子事業というのを行っているわけですが、その中でも地域の伝統工芸や文化の継承を目指して、紅花染め、芝原人形、長南袖凧の歴史を学んだり、制作活動の体験等々を通し、地域に愛着を持ち、そして地域社会に積極的に貢献する態度も育成しているところであります。

さらに、文科省の漢字検定に挑戦させているわけですが、その取り組みを通して意欲的な学習態度の育成にも向けて努力をしているところであります。

今後も小規模というよさ、これを生かしたきめ細かな指導、そして大きな課題もあります大きな集団の中での教育、このために学校間の連携教育、これによりまして積極性や社会性、コミュニケーション能力の育成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） いろいろされておるということは従前からも承知しておりますけれども、要は学校教育だけの問題じゃない、家庭教育も十分関係してくる、社会教育も関係してくるわけでしょうけれども、小さいころから、これは初等教育のころからか、幼稚園からかもしれませんけれども、小さいころからならさせてしまう。要するに人の前で自分の意見を言えることを、毎日学校とか繰り返すということがいいのかなと思いますので、またその辺ご検討いただきたいと思います。

次に、4番目の、各検討委員会の状況ということでお聞きをします。

時間もありませんのであれなんですが、町には過疎解消のために昨年の夏、長南町過疎対策検討委員会設置要綱を定めて委員会をつくっています。事業の調査、検討に意欲のある人たちを公募に募集しまして、頻度多く検討していただいているようあります。この委員会は公開を原則としておりますので、数回傍聴させていただいておりますけれども、夕刻から熱心に検討しておると。ありがたいなと思うわけですけれども、この委員会は条例設置した附属機関ではありませんから、無報酬ということで、若干何かあるのかもしれませんけれど

も。

結論から言いますと、町長の4期目の任期もそんなにないわけですから、とりあえずは任期内にまとめていただくことがよろしいかと思いますけれども、町長としてはいつごろまで答申してくれという考えにあるのか。そこだけお聞きします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） お答えします。

委員会の審議検討に2つほど質問をいただいておりますけれども、まず1点目の過疎対策の関係でございますが、要点を時間の関係上、かいつまんで申し上げます。

昨年の10月にこの委員会が発足いたしました。そして現在まで9回開催をいたしております。委員は、男性6名、女性3名の9名でございます。それで、検討委員会の状況は、議事録はホームページでも掲載をしておる。そして、今まで9回の会議では傍聴が20名程度あったというふうに聞いております。

委員会は市部会と空き家対策部会、情報発信部会の3つに分かれている。そして協議している。それで結論は、私は答申をいつまでということは申し上げていません。私の任期は待っていませんけれども、この答申についてはゆっくりと十分検討したもので、いいものをいただきたいと思っておりますけれども、担当課のほうは総務になりますけれども、6月末、今月末を目途にでございますから、私は担当がつくってくれた答弁要旨を見させていただいているが、その際も急ぐでないということを申し上げてありますけれども、少なくとも6月末をめどにして、今まとめにかかっているのではないか、こんなふうに考えていますので、近々にまた結果についてはご相談できるのではないか、こんなふうに考えています。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 6月末を目途に、今、進めておいでくれているだろうということで、町長のほうからは余りいついつまでとは。これ、要綱を見ますと2年ごとに切りかえるということになっていますので、ずっと続く会なのかなと思つたりしましたけれども、本当は委員が集まって出ればそこでそれは終わりというようなことが、こういう答申を求める会議においてはよろしいかなと。

それに関係して、もう一個の学校適正配置検討委員会は、話に入りますけれども、結論が出ればそこで解散ということで、これはこれでよろしいかと思いますけれども、これも町長のほうはいつごろまでくれということを余り聞いた記憶はないですけれども、何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 検討委員会、今、加藤さんの質問の要旨は、いつまでに回答を、諮問をして答申をもらうかということだと思います。これもまた急ぐなということで、担当、これは教育長も集まってくれて事務局はやっておりますけれども、教育長には急がないでくれよということで、会議の状況については教育長のほうから答弁してもらいますけれども、私は答申をいつまでというような、かえって急いで、今、前段でありました、前説問であったように、私の任期を考えられたらいい迷惑。そういう言い方はしていませんけれど

も、そういったことは考えるなということを言って、本当に喜ぶような学校をひとつつくってくれというふうには、そういった趣旨で教育長にはお願ひしてあるところでございます。教育長に状況はお話ししていただきたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、加藤議員さんご質問の状況についてお話したいと思いますが、適正規模のほうからいただきました、複式学級は避けるということに基づきまして現在検討を重ねてまいりまして、今、住民アンケートからも7割近い町民の方々から、授業の健全な遂行のためには統合すべきだというご意見をいただいたところでございます。これらの意見も参考にしながら、3月の第6回適正配置検討委員会では、全委員さんから統合やむなしという意見をいただきまして、5月に行われた第7回検討委員会では、まだ決定ではありませんけれども、既設の4校を1校に統廃合すべきだという意見が委員さん方で大半を占めたところでございます。それに基づきまして去る6月13日、第8回の委員会では、長南小学校と豊栄小学校の現地視察を行ってきたところでございます。7月3日には東小学校と西小学校を現地視察する予定ですが、今後は子供たちのアンケートもとっておりますので、子供たちの考えも尊重する中で、本当に一気に1校に統合していいのかどうか、あるいは段階的な統合としていくのか。また統廃合の場所、統合校の場所はどこにすべきか。あるいは統合の時期はいつかといったこと等々、今後検討していく予定であります。

なお、小規模化が進み、五、六年後には極端に児童数の少ない学級、あるいは複式学級もあらわれますので、町長さんが急ぐなと言いますけれども、もうその状況を考えますと今年度中には何とかして答申はお示ししたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 私も急がないと時間がないものですからあれですけれども、昨年の定例会で小幡議員が質問しておって、先ほどのとおり複式学級は避ける方向で云々ということを聞いておるところなんですかとも、昨年の定例会において前学校教育課長が早い段階でホームページに載せたいというようなことをたしかおっしゃっておりますけれども、トップページを見ても見つからないということで小幡議員も気にしておりますが、その辺何か進捗状況がホームページのほうわかれば、最後でお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） 広報の状況はどうかというご質問だと思いますが、町の広報誌を使いまして今までの概略についてはお知らせしています。詳細につきましては、ホームページに前の委員会から現在の委員会まで全て掲載しておりますので、そちらをごらんいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松崎 熱君） 7番、加藤喜男君。最後ですから簡潔にお願いします。

○7番（加藤喜男君） 要望で結構です。載っているということなんで結構なんですが、どうもホームページのトップページを見ますとよくわからない。これはまたトップページをつくる人で1回直したと思いますけれども、トップページですぐそのところに行けるようにつくっていただかないと、どこにあるのか全くわからぬいじや困りますので、その辺、要望でございますけれども、トップページの改良で各委員会をクリックするとすぐ出てくるということでお願いをしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで7番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

以上で一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は1時を予定しております。

（午後 0時09分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第3、議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 3番、森川です。

これ説明を聞いたときに、不利益のないようにという条例だと思うんですが、その中で変わっているところだけを抜粋して説明してくださったんだと思うので、確認だけさせていただきます。こういう公益法人に出向いたときに、例えば2年いた場合に定期昇給等、これについても公務扱いですから上げていただけるんですね。その点だけ確認ということでお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 森川議員の質問にお答えいたします。

この公益的法人の条例第2条で、派遣元団体と派遣先団体で取り決め書を交わします。そういった中で、この第2号のところで業務の派遣している団体が派遣先で事務従事をちゃんとしているかどうか、そういったもの等の報告等も受けます。したがいまして、派遣先での業務というのは当然公務と見なされますので、当然こっちに戻ってきた場合には昇給、昇格等にはそれを合わせてカウントしますので、不利益になることはございません。

[「2年になった場合は」と言う人あり]

○総務室長（田中英司君） 2年になった場合には、今、こちらでは1年ごとに昇給しますけれども、それと同じように、2年いれば、2年の昇給を見込んだ中でのみんなと同じように昇給するような形になりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） それでちょっと今、疑問を感じたのは、1年ずつ上がっていけば段階で上がっていきまですね。ここにきて2段階だと、この段階の分が損するような感じがする。それは大丈夫ですか。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） わかりやすく言うと、派遣期間が3年であれば、今、4月1日昇給が原則です。毎年4月に派遣先でも同じような扱いをしております。一般職員と変わりはありません。

○3番（森川剛典君） 了解しました。

○議長（松崎 熱君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 熱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第4、議案第2号 特別職及び一般職の職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 熱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 特別職及び一般職の職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第5、議案第3号 長南町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ちょっと書き方のことでお聞きしたいと思うんですけれども、12ページ、第2条、会議は法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとするとあるんですけども、これだと具体的にどのようなことを処理するのかがわからないので、自分なりにこの子ども・子育て支援法というのをめくってみたら、保育所の定員を定めるときに必要となる、あるいは特定地域型保育所の定員を定める、そして子ども・子育て支援事業計画を立てるときに必要となるのが、その長南町子ども・子育て会議条例だと思うんですが、この書き方で、法第77条第1項各号というふうに書くと、初めてこれを見た方がどのようなことのためにこの会議があるのかということがわからないので、具体的に書くことはできないんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） この子ども・子育て会議の設置条例については、国から示されたひな形と申しますか、フォームに従ってつくりましたので、このような表現にさせていただいたところです。先ほど小幡議員さんのおっしゃったとおり、業務内容については子ども・子育て支援法を見ていただければわかるというようなものでつくられていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 確かに調べればわかることなんですが、委員10名いますよね。その方に対して、これは調べてくださいということではやっぱり親切でないと思うんですね。このところにきちんと書くか、あるいは一番最後に第77条第1項というのはどういうものですよというものを書き加えたほうが親切でわかりやすいと思うんですが、そういうことは考えられないでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） 確かにこういう表現はわかりづらい、この条例を見ただけで全てがわかるという条例ではありませんが、往々にしてこういう条例については、それぞれいろいろ引用の条文を書かざるを得ないところがありまして、これを入れると膨大な条例の文書になっていくことで、こういった、省略ではありませんが、ほかの条文を見てくださいというような構成になっております。委員の設置に対しては、細かくこの77条を説明し、業務内容といいますか、所掌事務を説明した中で委員になっていただくというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○4番（小幡安信君） 了解しました。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 7番、加藤です。

今的小幡議員の関係の質問も、ちょっと私も賛同するわけで、もうちょっとこれだけでやるのはなかなか厳しいという問題ありますが、それは置きまして、3つほど。

会議は、これはひな形があって、多分どこかで数字を配ったりいろいろしたんでしょうけれども、10人以内とする理由が1つ。それから、10人以内ですからはっきり言えませんけれども、委員ごとに何名ずつしよう、各1号から6号までを何人ずつしようという考え方がないのかということと、町議会議員をこのどこかに入れる理由の、3点、お聞きします。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） まず10人とした根拠ですが、他市町村の人数の設定等を参考にさせていただきまして、郡内でも大体9人から12人以内というのが多うございましたので、その中で、都市部については20人ぐらいなんですが、それらを参考に10人ということで一応決めさせていただきました。

人数構成については、これから事具体的にここ何人、ここ何人というような形で設定をしていくつもりでございますけれども、大体おおよその人数を設定してありますので言いますと、子供の保護者3名程度、福祉または学校教育の関係者3名、学識2名、町議会議員1名、事業者及び労働者を代表する者1名ということを大体目安に、10名とさせていただいたところです。

あと3点目の町議会議員を入れた理由ということでおろしいでしょうか。

○7番（加藤喜男君） はい。

○保健福祉室長（荒井清志君） これは、先行しています市部のこの会議を見た中で、議員さんを入れているところと入れていないところあります。それは選択という形になりますが、町の判断として、町の議会議員さん1名に加わってほしいという願いから1名を入れたところでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 了解ですか。

○7番（加藤喜男君） はい、結構です。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 長南町子ども・子育て会議条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第6、議案第4号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） 11番、質問いたします。

まず、管理職手当ですけれども、従来は職務に基づく者が100分の10、いわゆる1割ですね。規則で定める者ということでございますけれども、従来は管理職ですから課長とかそれ以上の者というふうに解釈したんですが、これから規則で定める者と、それから特殊性に基づき支給するということでございますけれども、そもそも規則では何人を管理職手当を払うのか。それから特殊手当の割合が何割ぐらい、そもそも払おうとしているのか。この2つをお聞きします。

○議長（松崎 熱君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 今、対象者の話なんですかとも、これにつきましては現在、副主幹クラス以上の方、6級、7級、8級の方を支給対象といたしましてるので、本来、この規則に委任いたしましたが、その対象者の方々を対象に管理職手当を支給させていただきたいと思います。

それと、今、管理職の構成なんですかとも、現在6級職の副主幹クラスなんですかとも、その対象人員は11名、それと7級の室長クラスの方は12名、課長クラスの方については5名という形で構成されております。内容構成はそのような状況となっております。

以上です。

[「まだ答弁してねえぞ」と言う人あり]

○総務室長（田中英司君） 金額につきましては、現在、定率制では、課長職について100分の10以内、室長、主幹クラスにつきましては100分の8以内、副主幹クラスにつきましては給料月額の100分の6以内というような規定になっております。以内規定になっておりますので、副主幹については給料月額の6%、室長、主幹クラスについては100分の8、8%、課長クラスについても100分の10以内ですので8%という形で支給してございます。

今回の規則につきましては、大体、課長クラス平均いたしますと約3万6,000円、室長クラスにおかれましては3万5,000円、副主幹クラスについては、11人の平均は約2万4,000円ですので、今回の規則改正につきま

しても、それを下回る規則での定額制に定めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[「特殊性も」と言う人あり]

○総務室長（田中英司君） あと特殊性といいますのは、当然管理職ですのでそれだけその室、課、それぞれの業務の中で全ての業務内容を見ていかなくてはなりませんので、この特殊性といいますのは、管理職としての特殊性という意味合いでご理解いただきたいと思います。

特殊手当というのは特にございません。

○議長（松崎 勲君） 11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） それでは、もちろん管理職手当を支給する人は特殊職員ですから、残業手当はありませんよね。これは今までと同じですが、してみると、一律、例えば課長になれば3万6,000円ですよと。副主幹は3万4,000円ですよということで、これはもちろん職階制の任用の時期に関係してくると思うんですが、いわゆる副主幹以上になると、みんな管理職手当をもらうんだよということで、私に言わせれば、もう少し責任持って一生懸命になってやってもらいたいという気持ちがあります。ですから、住民の要望やいろいろなことがあると思うんですけども、こういうものに対しては適切に、即座に対応するというような心構えを持つていただきたいと思います。それがいわゆる特殊性の勤務だというふうに考えますので、これは要望で終わります。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立多数です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第7、議案第5号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第8、議案第6号 長南町町営住宅貸付委員会設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ちょっと内容のことについてお伺いしたいと思います。

これを管理運営に改めるということなんですが、管理運営となると、そこに住んでいる人たちもこれに参加する必要があるのではないかという感じを受けるのですが、この管理運営委員会に今までと別に、そこに住んでいる人たちの代表みたいな方々を委員に加える気があるかどうかお伺いします。

○議長（松崎 熱君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 小幡議員さんにお答えしたいと思います。

住宅に住んでいる方に参加していただくということは今現在考えておりません。こちらの町営住宅の委員会でいろいろ協議していただいたことを住宅の自治会長さんもおりますので、そういう方を通じて協力していただくといった形で今後運営していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 私個人とすれば、一緒に管理運営を考えていただいたほうが、例えば町営住宅が減っていて、今後は豊原あたりに移ってもらうというような形も考えているということも聞いておりますけれども、

そういうことに対してスムーズに事が運ぶのではないかという気がするので、この管理運営委員会にぜひとも住民代表も加えていただきたいと思うんですが、どうしても無理でしょうか。

○議長（松崎 勲君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） お答えしたいと思います。

確かに住宅の現場の声は大事だと感じておりますので、今後検討させていただきたいということでご理解いただきたいと思います。

○4番（小幡安信君） わかりました。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 長南町町営住宅貸付委員会設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第9、議案第7号 団体営土地改良事業（利根里地区）計画変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 残念ながら人が減ったということで、面積的に12%減ということになったそうですが、それに対して費用のほうは変更がないということが報告されましたけれども、そうなりますと、当然ながら1人当たりの負担金は12%と言わず、それ以下になると思いますが、ふえると思うんですが、その辺の試算というのはなされているでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 事業課長、麻生由雄君。

○事業課長（麻生由雄君） 面積が減って事業費については1億九千何ぼということです。当初1反歩当たり、

地元地権者の負担については47万5,000円を予定しておりました。それは概算経費ですけれども、当然その分が、お金は減っていませんから面積が減っているということですから、その負担は、まだ確定測量とかそういうものができておりませんけれども、地元の実行委員会等には47万5,000円の当初よりも高くなりますというお話をさせていただいてあります。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 負担がふえないような方策というんですか、そういうものは特に考えてはおられないでしょうか。

○議長（松崎 熱君） 事業課長、麻生由雄君。

○事業課長（麻生由雄君） 当初は、たしか1億九千何ぼの計画ですけれども、当初は2億ちょっとの計画で事業のほうをさせていただきました。それと申すのは、当初9.1ヘクタールで2億ちょっとの金額でしたけれども、事業対効果が上がらないということで事業費を縮めてあります。要は排水路等についても、災害側溝を入れないで絞りの側溝等で対応させていただいて今の事業費を捻出してございます。それ以上事業費を圧縮することは、ちょっと今のところは不可能だということで、面積が減った分事業費も減らせればいいんですけども、そういう手立てがちょっとできないということで、地元のほうにもご了解をいただいておるところでございます。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 地元の方は了解済みだということでいいですね。

○事業課長（麻生由雄君） はい。

○4番（小幡安信君） はい、わかりました。

○議長（松崎 熱君） ほかに質疑ありませんか。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 2名減ということで聞いております。人を問うものではありませんけれども、2名の方がどんなことを言っているのかというのがもしわかるのか、言ってくれるのであればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（松崎 熱君） 産業振興室長、岩崎 彰君。

○産業振興室長（岩崎 彰君） それではお答えいたします。

2名の方が加入しない理由ということでよろしいでしょうか。

1名の方は、農地は当然持つておるんですけども、稻作、耕作はしていない状態がありました。耕作放棄地の状態になっておったという状況でございます。整備いたすには、今、小幡議員さんからもありましたように負担金がかかります。新たに負担金をかけてまでも整備するというのはできないという考え方から、土地改良には加入できないということです。もう一方につきましては、稻作は行っております。田んぼがあつて稻作を行っているんですけども、やはり1反歩50万相当の負担をかけてまでも整備する考えはないということで、今回同意が得られなかつたということでございます。

以上です。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 団体営土地改良事業（利根里地区）計画変更についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立多数です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第10、議案第8号 平成25年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） 3点伺います。

まず、子育ての支援事業計画策定ニーズ調査委託、これを具体的に教えていただきたい。

もう1点、予防費の中で、風疹の予防接種委託料、接種費補助70万の10万円、この内容。特に、当初どのくらい予定して、今回どのくらいこれで予定をされて、全体でどのくらいになるのか。この間の一般質問では、お金を負担するのが大変だとか、あるいは質問の中ではいろいろと出ていましたけれども、転入・転出についてどのように考えているのか。

それから、次の教育費の中で、工事請負費、郷土資料館外部補修工事、これの大体どういうところがどういうふうになって、これをどういうふうなことで吹きつけするのか、あるいは剥がして何かするのか、そういうことについて具体的に計画していることを教えてください。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 1点目、保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） まず、子ども・子育て支援事業計画の調査業務委託の内容でございますが、内

容については、保育園、幼稚園、小学生をお持ちの親、約600世帯を対象にアンケート調査をする費用と、それを分析するのにかかる費用として84万円の計上でございます。

もう一つ、風疹の80万円の風疹予防費ですが、一応160人分の、1人当たり5,000円の助成を出すための費用でございます。この費用については当初予算では組んでございません。当初、風疹で組んであるのは、生まれてくる子供さんに対する風疹の予防接種費は取ってありますが、このような成人に対する予防費は取っておりませんので、今回新たに追加で取らせていただくようなものでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3点目、生涯学習室長、石野 弘君。

○生涯学習室長（石野 弘君） では、石井議員さんの郷土資料館の工事請負費の内容的なものをご説明いたします。

こちらの郷土資料館におきましては、昭和48年3月に完成しております、築40年が経過しております。今回、この郷土資料館の裏側、野球場側になりますけれども、そちらのほうの本体部分から出た軒の部分の側面の部分が一部剥がれ落ちた状態でございます。そちらの部分だけを部分的に補修をすればよろしいんでしょうかとも、もう40年もたっておりますので、ほかの部分もひびが入っている危険な状態であります。

そういうことから、今回、足場を組んで軒の壁部分を剥がしまして、全体を剥がしまして、あと鉄筋も露出してさびておりますので、そこもさびどめ加工をして、軒の部分に下地モルタル塗りをして、また、防水塗料の吹きつけ仕上げをするところでございます。

以上が工事の内容でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） 失礼しました。ちょっと説明が足りなかつたのをさせていただきますが、転入・転出はどうなるかという、風疹の関係でございますが、郡内は、まず同じ補助率で実施しておりますので、郡内の移動であれば同じ補助率で接種ができます。この郡内を越えて、千葉県の施策でやっておりますので、県内であればちょっと補助率の多少前後はありますが、補助ありで受けられるということでご理解いただきたいと思います。

もう一つ、子ども・子育て支援事業計画ですが、ちょっとつけ加えさせていただきますと、一応84万円の委託料を計上させていただいておりますが、これは郡内町村合わせて発注するということで、費用的にもかなり安くできるということでこの費用になっております。

以上です。

○11番（石井正己君） 了解しました。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） 先ほど石井議員のほうから、資料館のほうの工事請負の関係の質問が出ましたけれども、私はこれは要望だけで受けておいていただきたいと思いますが、ちりよけと申しますか、そのパラペットのモルタルが剥離して一部崩落しております。その辺にバリケードを入れ通行禁止の処置はとってくれてありますけれども、午前中の一般質問の中でも、花火の大会のときに非常に一大イベントだというところで、あそ

こを通るお客様も大分多いかというふうに考えておりますので、突貫工事にはなると思いますけれども、それまでに完成、当然足場等も外しまして、安全に十分注意していただいて完成を見たいというふうに思っております。

以上であります。要望で結構です。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 要望ですけれども、ちょっと。やはり嫌なことは職員答えませんから。

実は私が職員に乗せてきてもらって、朝ちょっと出ますので、出張するから。それで見たら、あそこへ工事用のあがり立っているんですね。何ぞやということで聞いたら、上が落っこちるからと。それで予算要求や何か見てみると、ちょっとあれしましたからね。一体いつ工事やるんだ、交通どめでいいかと。花火までに直せということで急遽やって、そのとき職員は、いや、設計屋さんに周りを全部見てもらって、まずそういったことの調査をどうのこうのと。それで間に合うならいいと。だけれども、検討した結果、間に合わないと思ったんですね。業者に見積もりを徴したということで聞いておりますけれども、それで予算を計上させていただいた経過がありました。

丸さんのおっしゃるとおり、交通どめにしておいていいところじゃありませんから、私も職員にはもう少し考えろということで、急遽そういう形で発注させていただいて、できるだけ早く工事を発注して、迷惑のかからないようにします。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 子ども・子育て事業については、石井議員の答弁からちょっと思いついたことなんですが、84万円という委託料が、郡内一括してやるから安くなるという答弁だったんですが、そうするとアンケートを分析するときも郡内一括で分析されるということになると思うんですが、長南町の独自性みたいなものが考慮されない危険性があると思うんですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） この件に関しては合同で発注をするということで、分析は各市町村ごとになります。ただ、これは国の指示に従って行うニーズ調査になりますので、国からこの質問をしてくれという共通部分がかなり多くなると想定しています。あとは各市町村で行いたい質問をそれに加えていくというような形になりますので、そういった質問の要旨を考えるところで、合同で発注することによって経費的に安くなるということで、このような形態をとりました。

したがいまして、分析については質問事項も各市町村で若干は違いますし、分析も各市町村ごとで行うという形になりますので、全体で分析するというわけではないのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） その分析も全部その会社に任せてしまうんですか。長南町の職員がそれにかかわるということはないんでしょうか。

○議長（松崎 熱君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） もちろんかかわります。まだちょっと質問事項が、国からまだこういう質問しろというのが示されていませんので、質問を見た中でどういった分析が必要かというのは、これから考えていかなければならないというものであると考えております。

以上です。

○4番（小幡安信君） 了解しました。

○議長（松崎 熱君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 平成25年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第11、議案第9号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） 2番、鈴木です。

5,500万円の大きな減額補正でございますので、今後の中・長期の運営の見通しについて伺います。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 頭の中にある数字で申し上げますけれども、ご案内のようにこれは目的税でございますので、単年、単年を見る中で、例えば今年であれば24年度の状況を見て25年度の予算を決めるわけです。それで、当初予算については2月定例会でご提案申し上げ、可決をしていただいております。そのときは、24年度の繰り越し等については見込みでございまして、もちろん医療費の支払いも、わかりやすく言えば、月々で申し上げるならば5,000万台の月と7,000万台の月もございます。そういうことでばらつきがあるということも

ご理解いただきたいんですが、決算上、たしか1億2,000万程度繰り越しが出ました。その1億2,000万程度の繰り越しのうち、国のはうからもらい過ぎている補助金、すなわち医者にかかった場合に医療費として払った場合、県、国を合わせて大体5割の補助金が来ます。ですから、医療費がかかるということで決算を見ていたんですけども、もちろんその年度の前期を見て国のはうへ申請しますので、7,000万台があったために余計に補助金をもらっておりまますから、その1億2,000万の繰り越しのうち約3,000万は国のはうへ超過交付ということで25年度に返します。そうすると、あと9,000万ぐらいになります。それで5,500万を保険税を下げたいということで、繰越金を5,500万入れて、あと3,500万は将来のために国保の基金に積んでおく。現在基金がたしか4,100万ぐらいございますので、7,000万ちょっとの基金を持って、1カ月の医療費分ぐらいは基金として持っておりますので、国保の事業運営については問題はないというふうにご提案をしているところでございます。

○2番（鈴木喜市君）　　はい、了解です。

○議長（松崎　勲君）　　ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎　勲君）　　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎　勲君）　　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎　勲君）　　起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（松崎　勲君）　　日程第12、議案第10号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君）　　1,000万円の請負工事ということで、多分入札執行だと思うんですけども、町内業者で指名できる業者はありますかということなんですが。

○議長（松崎　勲君）　　産業振興室長、岩崎　彰君。

○産業振興室長（岩崎　彰君）　農業集落排水の指定工事店、指定してございますけれども、町内業者となって

おりますので、町内業者の入札ということになります。

○7番（加藤喜男君）　はい、わかりました。

○議長（松崎　勲君）　ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎　勲君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎　勲君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎　勲君）　起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は2時10分を予定しております。

(午後　1時48分)

○議長（松崎　勲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後　2時10分)

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎　勲君）　日程第13、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを議題とします。

町長、藤見昌弘君。

[町長　藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君）　同意第1号について、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員の選任につきましては、現在、田中彰さん、金澤義雄さん、大森和夫さんの3名の方にお願いをしております。そのうち、田中彰さんが本年6月30日をもちまして任期満了となるところでございます。田中さんにおかれましては、経験、識見、ともに豊富なことから、今後も引き続きお力添えをいただきたく選任の提案を申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（松崎　勲君）　提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 5番、板倉です。

今、町長の説明で、人材的にはかなりいい人だと、そういうのはわかります。ただ、今4期やっています。その中で年齢がこの7月6日で81歳になられるんじゃなかろうかと思いますけれども、余りにも年齢が高齢化で、町でも80を過ぎた人に委員を任せるということもちょっと考えられないなど。もう少しほかにも若い人で適切な人がいるんじゃなかろうかと思いますけれども、またこれに対して役場の職員さん、誰が言ったか知りませんけれども、田中さんのところに出向いて、また声をかけに行った人、誰ですか、これ。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 誰かということですので、答弁をするのは当然だと思いますので。大体人事案件ですと余り答弁ないんですけども、誰ですかということですから。

まず、ご質問の要旨は別として、お願いに行けと言ったのは、まず選任についての方法でございますけれども、まず副町長を中心にして全てのこういった人事はお願いをするわけでございますが、行った職員については私が行け、行ってこいということで、その任に当たった者は管理職の者を任に充ててございます。そういうことで、私の命によって任は行っております。

それともう1点、これはお答えしなくてもいいのではないかと思うんですが、要旨でいろいろと言われました。たしか板倉議員さんは、人事案件で年齢のことに大分、高齢者に対する関係ですが、もっと若い者を起用するように今後されたらどうだという持論であると。前もそういったことで伺ったことはございます。

十分承知はいたしておりますけれども、私の基本的な考え方は、各委員をお願いした場合、これは執行者が藤見であろうが、前任者であろうが同じでございます。私の考え方ですよ。前任者がお願いした人も、辞任をしたいという申し出がない限りは、やっぱり前任者が適任だということでしたんですから、町にとっては適任者である。ですから、前任者、あるいはその前から委員になられた方も何人かはまだいると思います。そういったことで、基本的には町がお願いした委員は、本人から、例えば、これは言葉があれですけれども、高齢化とか体調を崩しているとかいろいろ申し出があって、辞任の申し出があれば、やむを得ず私としては受けるというような考え方でしておりますし、それ以外は本人にお願いを、声をかけてみて、まだまだやれる、町のために協力したいというような方については、年齢は問わずお願いしているのが、現在の私のこういった委員のお願いする議会議決、特に議会議決を要するものについてはそのような考え方でありますし、また、地区的なことも考えたら、いろいろな面でして、ご相談すべきところには副町長以下にしっかりとその辺はご相談して処理するようにという指示はしてあるわけでございます。

そういうことで、ただ板倉さんの場合は年齢がもっと若い者だということでございます。そういうことでございますので、今後のこういった人事については、年齢も考慮する中で、場合によっては、非常に申しづらいことなんですが、あなたは年齢が高齢になったので大変お世話になりました、この辺でかわってくださいと、勇気を持って人事を担当するような心構えになりたいと思いますので、ひとつその辺は曲げてご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今の町長の答弁でよくわかりましたけれども、人材的にはもう間違いない人だと私も思います。ただ年齢でこういうことをもって来られても、やっぱり自分も年齢だからといって、本当は一步下がるのが一般的常識だと思うんです。それをまた受けるというのは一般常識人じゃないから、やっぱり適正な人なのかなって余計思うんですけども、私も町長の答弁の中でマンネリ化、あと改善につながるケースも多々あり得ると考えていると、仕事の前任者とやり方が違つていいんじゃないかと。だからやっぱり町でもこういう委員さんについては、もう年齢制限というものを設けて、もうこれ以上の年齢であれば、80歳以上になればいつおかしくなっておかしくない。60歳の人が、生身の人間だからいつ悪くなるのはわかりません。だけれども、やっぱり高齢者であれば明日どうなるのか、朝、目が覚めているのかわからないような状態の人を持っていくというのも、ちょっと町全体を考えた中で、やっぱり長南町は今の答弁を聞くと、町長もやっぱり自分が町を変えると言っていることがあるんだから、この辺でやっぱり年齢的なものというのは一番大きな問題だと私は考えていますので、人事案件についても、年齢ということは一番大事に考えていただきたいなど、そういうところで終わりにします。

○議長（松崎 熱君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立多数です。

本案については、同意することに決定しました。

◎発議第1号及び発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第14、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出について、及び日程第15、発議第2号 国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書提出についてを一括議題とします。

発議第1号、発議第2号の提案理由の説明を求めます。

1番、大倉正幸君。

[1番 大倉正幸君登壇]

○1番（大倉正幸君） 議長のお許しをいただきましたので、発議第1号から発議第2号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についてですが、「義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や義務教育費国庫負担制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、義務教育費国庫負担制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、「21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう」政府に意見書を提出するものであります。

続きまして、発議第2号 国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書提出についてですが、「教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、「学級崩壊」、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、経済格差から生じる教育格差等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、学習指導要領の移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成26年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

- ・震災からの復興教育支援事業の拡充を十分にかかること
- ・少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために現行高校授業料実質無償化制度を堅持すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交

付金を増額すること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保する」べく政府に意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、各意見書案が示す趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同くださいますようお願い申し上げて、発議第1号から発議第2号の提案理由の説明といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） 以上で、一括議題とした発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明は終わりました。

これから発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

これから発議第2号 国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書提出についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書提出についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり決定されました。

◎閉会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、本定例会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって会議を閉じます。

平成25年第2回長南町議会定例会を閉会します。

(午後 2時29分)

◎町長挨拶

○議長（松崎 勲君） 町長から挨拶したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） それでは、閉会に当たりまして一言お礼申し上げたいと思います。

本定例会につきましては、18日から本日までの3日間の日程で開催され、一般質問では一問一答方式が大分定着した形で、熱のこもったすばらしい議会だったと感じております。

ご提案申し上げました各案件につきましては、原案どおりご可決賜り、誠にありがとうございました。

議員の皆様方から賜りましたご意見、ご要望につきましては、協議、検討を加え、今後の町政運営に反映させてまいりたいと考えておりますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

3点ほどご報告をさせていただきますのでお願いします。

まず1点目ですが、既にご承知のとおり、第23回参議院議員通常選挙が来月4日に告示され、7月5日から20日までの16日間の期日前投票がスタートいたします。町の保健センター1階で午前8時30分から午後8時まで実施されますので、議員の皆様方にも投票率向上にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、動く町政教室の関係でございますが、昨年はふれあい町民ツアーレを隔年ペースで実施したところですが、本年度は動く町政教室を7月31日に計画しています。その中で、町の事業で注目、あるいは関心度の高そうなものの、保育所の遊戯室の改築の現場及び圏央道施設の見学と圏央道が開通したことによる利便性を感じていただけるような体験などを予定しております。

なお、詳しくは7月の広報あるいは区長配布回覧による案内チラシをごらんいただきたいと存じます。

3点目ですが、来年度の職員採用計画の件でございます。

今年度末の退職者を数名見込む中、市町村職員採用合同試験に参加し、一般職、保健師等、専門職をそれぞれ若干名採用させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後となります。今年は平年より11日ほど早い、先月の29日から入梅に入ったと言われておりますが、最近の空梅雨の影響から、反動によります大雨、ゲリラ豪雨など、先行きの天候が大分心配されますが、いずれにいたしましても、入梅が過ぎますといよいよ暑い夏の季節が到来し、8月には花火大会などの行事が計画されております。今後も重ねて皆様方のご協力を願い申し上げますとともに、ご自愛の上、ますますのご活躍されますことをお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午後 2時34分)